

南伊豆町から転出される方へ

新しい住所に住み始めてから**14日以内**に新住所地で転入の手続きをしてください。

(正当な理由なく14日以内に届出をされないと、過料を科せられることがありますのでご注意ください)

転入届に必要なもの

○転出証明書

○印鑑

○身分証明書(代理人の場合は委任状が必要なことがあります)

※外国へ転出された方が帰国して転入の届出をされる時は、次の書類を持参し、転入する市区町村窓口で転入手続きをしてください。

◇パスポート ◇戸籍謄(抄)本 ◇戸籍の附票

▼詳しい内容は担当課へお問い合わせください

	南伊豆町での手続き	担当課	新住所地での手続き
住民基本台帳カードの交付を受けている方	転出(予定)日をもって無効になります。住基カードをお返しく下さい。	町民課 住民年金係 62-6222	必要な方は、新たに住基カードの交付を受けてください。
印鑑登録をしている方	転出(予定)日をもって無効になります。印鑑登録証をお返しく下さい。	町民課 住民年金係 62-6222	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きを行ってください。
国民健康保険に加入している方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。保険証をお返しく下さい。	健康福祉課 国民健康保険係 62-6233	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。担当課で「負担区分証明書」を受け取り、被保険者証をお返しく下さい。	健康福祉課 国民健康保険係 62-6233	「負担区分証明書」印鑑を持参し、新たに手続きをしてください。
国民年金に加入している方	原則として手続きは必要ありません。	町民課 住民年金係 62-6222	国民年金手帳・印鑑を持参し、住所変更の手続きをしてください。
国民年金を受給している方	原則として手続きは必要ありません。	町民課 住民年金係 62-6222	住所変更の手続きが必要となります。新住所地にお問い合わせください。
児童手当を受けている方	「児童手当用の所得証明書」(町民課発行)をお取りになり、担当課へお寄りください。	健康福祉課 福祉介護保険係 62-6233	「児童手当用の所得証明書」を添えて手続きをしてください。

	南伊豆町での手続き	担当課	新住所地での手続き
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方	証書をお持ちになり、担当課で転出の手続きをしてください。	健康福祉課 福祉介護保険係 62-6233	新たに受給の手続きをしてください。
乳幼児・重度障害者・母子家庭等医療証をお持ちの方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。医療証を持参し、担当課へお送りください。	健康福祉課 福祉介護保険係 62-6233	新住所地にお問い合わせください。
町立小中学校に在学している児童・生徒	学校から「在学証明書」・「教科書受給証明書」をお受け取りください。	教育委員会 学校教育係 62-0604	「在学証明書」・「教科書受給証明書」を持参し、転校の手続きをしてください。
介護保険証をお持ちの方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。保険証を持参し、担当課で「受給資格証明書」の交付を受けてください。	健康福祉課 福祉介護保険係 62-6233	「受給資格証明書」を持参し、手続きをしてください。
南伊豆町のナンバープレートをついた原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方	標識証明書・ナンバープレート・印鑑を持参し、廃車の手続きをしてください。	町民課 課税係 62-6222	廃車証明書・印鑑を持参して手続きをしてください。
水道を使用している方	水道の使用を中止する場合、水道使用中止の手続きをしてください。	上下水道課 62-0649	新たに手続きをしてください。
公共下水道を使用している方	公共下水道の使用を休止する場合、下水道使用休止の手続きをしてください。	上下水道課 下水道係 62-0649	新住所地にお問い合わせください。
犬を飼っている方	原則として手続きは必要ありません。	町民課 生活環境係 (清掃センター) 62-0508	鑑札と印鑑を持参し、手続きをしてください。

★「転出証明書」に記載してある住所等が変更になった場合でも、新住所地の市区町村へそのまま提出してください。

★都合等で転出しなくなった場合は、速やかに「転出証明書」を南伊豆町の町民課窓口へ持参し、転出取り消しの手続きを行ってください。

南伊豆町役場町民課（住民年金係）

TEL 0558-62-6222（直通）

〒415-0392 南伊豆町下賀茂328番地の2

<http://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/>